

葬祭組合告示第4号

令和元年11月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年10月1日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 令和元年11月1日（金）午後3時00分
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室（2階）

令和元年11月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

令和元年11月1日（金曜日）午後3時00分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（8名）

1番	五十嵐 智 美	佐倉市議会選出
2番	萩 原 陽 子	佐倉市議会選出
3番	藤 崎 良 次（議 長）	佐倉市議会選出
4番	森 本 次 郎	四街道市議会選出
5番	長谷川 清 和	四街道市議会選出
6番	阿 部 治 夫	四街道市議会選出
7番	佐 藤 修 二	酒々井町議会選出
8番	地 福 美枝子（副議長）	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管 理 者	小 坂 泰 久	酒々井町長
副 管 理 者	西 田 三十五	佐倉市長
副 管 理 者	佐 渡 齊	四街道市長

○議案説明のための出席者職氏名

事 務 局 長	川 口 博 之
事 務 局 次 長	中 村 忍
事 務 局 副 主 幹	織 田 勝 広
総 務 班 長	小 野 木 克 利

会 計 管 理 者	内 田 稔	酒々井町会計管理者
-----------	-------	-----------

○構成市町出席職員

佐 倉 市	橋 口 庄 二	環境部長
佐 倉 市	菅 沼 健 司	生活環境課長

四街道市	麻生裕文	環境経済部長
四街道市	種村通康	環境政策課長
酒々井町	芝野芳弘	経済環境課参事兼課長

○議会事務局出席職員

事務局主査補 馬場樹里

○連絡員

施設管理班 相京夕起夫
主査

○会期

令和元年11月1日（金曜日） 1日

○議事日程

令和元年11月1日（金曜日）午後3時00分開議

日程第1 諸般の報告
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定
日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

議案第1号 平成30年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について
議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例制定について
議案第3号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議案第4号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議案第5号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第6号 令和元年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

午後3時15分 開会

- 議長（藤崎良次） ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、令和元年11月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。
これより定例会を開会いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（藤崎良次） 日程第1、諸般の報告を行います。
初めに、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤崎良次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号6番、阿部治夫議員及び議席番号7番、佐藤修二議員の両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（藤崎良次） 日程第3、会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤崎良次） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決しました。
-

◎議案の上程

- 議長（藤崎良次） 日程第4、議案を上程いたします。
それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。
小坂管理者。
○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。着座にてご説明を申し上げます。よろしくお願
いします。

本日ここに令和元年11月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、本会議が成立したことに対しまして心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案6件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成30年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。

以下、決算の概要について申し上げます。

平成30年度の歳入決算額は2億9,904万6,648円で、対前年度比4.5%の減となっております。

歳入の主なものとしたしましては、構成団体からの負担金が主な財源となっております。そのほかに施設使用料、前年度繰越金などがございます。

歳出決算額は2億8,154万1,535円で、対前年度比7.9%の減となっております。

歳出の主なものとしたしましては、施設の管理運営費、人件費などによるものでございます。

歳入歳出の差し引き残高は1,750万5,113円でございます。

議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例制定についてでございます。会計年度任用職員制度の新設に伴い、パートタイム会計年度任用職員に対する報酬、費用弁償及び期末手当について、必要な規定を整備しようとするものであります。

議案第3号は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。会計年度任用職員制度の新設に伴い、会計年度任用職員に係る任用、勤務条件等について所要の改正を行うもので、関係条例を一括して改正するものであります。

議案第4号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。会計年度任用職員制度の新設に伴う会計年度任用職員に係る給与についての所要の改正及び常勤の職員に係る人事給与制度の改正を一括して行おうとするものであります。

議案第5号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。令和元年10月からの消費税率の引き上げを踏まえ、さくら斎場の使用料を改正しようとするものであります。

議案第6号は、令和元年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,160万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億1,745万円としようとするものであります。

補正の内容について申し上げます。歳入につきましては、補正財源として基金繰入金を増額しようとするものでございます。歳出につきましては、財務会計システムの改修費、倒木等処理業務の委託費及び工事等の必要な経費を計上するものでございます。

以上、概要について申し上げましたが、細部につきましては事務局より説明させていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤崎良次） 続いて、事務局長から議案の補足説明を求めます。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） それでは、私のほうから議案に対する補足説明をさせていただきます。

まず、議案第1号でございます。議案第1号 平成30年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成30年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計決算を別添、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めます。次ページ以降、意

見書という青いインデックスでございますが、意見書のほうを添付してございます。

それでは、私のほうからは決算の内容ということで、決算書5ページ、6ページをお開きいただきたいと思っております。まず、歳入歳出決算の事項別明細書をごらんいただきながらご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。1款分担金及び負担金でございますが、佐倉市、四街道市、酒々井町からの組合に対する管理運営負担金として2億1,497万1,000円が収入済みでございます。内訳といたしましては、備考欄をごらんいただきたいと思っております。佐倉市さんが1億1,759万8,000円で54.7%、四街道市さんが7,484万2,000円で34.81%、酒々井町さんが2,253万1,000円で10.49%となっております。

続いて、2款使用料及び手数料でございます。火葬場等の使用料及び諸証明の手数料といたしまして、7,994万7,020円が収入済みとなっております。各使用区分におきます件数等につきましては、別添、主要施策の成果の説明書の13ページ以降、平成30年度さくら斎場の使用状況のとおりでございます。これにつきましては、青いインデックスの説明書の部分でございます。

続いて、3款財産収入でございますが、収入済額2万2,064円につきましては、財政調整基金及び施設整備基金の利子でございます。

4款繰入金につきましては、平成30年度はございませんでした。

5款繰越金については、前年度繰越金といたしまして370万円を受け入れたものでございます。

6款諸収入は、歳計金の預金利息920円のほか、次ページになりますが、雑入として売店の電気使用料等として40万5,644円が収入済みでございます。

以上、収入合計といたしまして2億9,904万6,648円でございます。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、9ページ、10ページでございます。歳出の関係でございます。1款議会費につきましては47万3,378円が支出済みでございます。こちらにつきましては、議員報酬、会議録データの作成委託料など、議会の運営経費に要したものでございます。

次に、2款総務費につきましては、1億2,224万8,927円が支出済みでございます。

1節報酬につきましては、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬でございます。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、特別職及び職員13名分の人件費でございます。総務費の約93%を占めている状況でございます。

7節賃金284万1,438円については、臨時職員等の賃金でございます。

11節需用費48万2,102円につきましては、事務用の消耗品、修繕料及び庁用車に係る経費でございます。

13節委託料31万3,839円は、ページをおめくりいただきまして複写機の保守委託料でございます。

続いて、14節使用料及び賃借料331万4,113円は、財務会計システム、給与計算システムに係る機器の賃借料でございます。

2項監査委員費7万3,718円は、例月出納検査、決算審査等に伴う監査委員の報酬及び旅費でございます。

続いて、3款事業費でございます。事業費につきましては、1億4,938万6,166円が支出済みでございます。

11節需用費3,502万4,597円につきましては、斎場施設の維持管理に係る消耗品、光熱水費、修繕料等でございます。

続いて、13節委託料につきましては、8,494万8,940円が支出済みでございます。内容につきましては、E S C Oサービス委託、火葬棟管理業務委託、施設維持管理業務委託など、施設の維持管理及び斎場運営に伴う各種業務委託を行ったものでございます。

15節工事請負費でございます。工事請負費2,253万6,000円につきましては、火災報知設備及び火葬炉設備の改修工事を実施したものでございます。

○議長（藤崎良次） 事務局長、済みません。今2,235万ですかね。

○事務局長（川口博之） 訂正いたします。2,235万6,000円ですね。失礼いたしました。

18節備品購入費637万9,170円につきましては、施設用備品のほか老朽化による更新のため第1、第2斎場の仏式祭壇を購入したものでございます。

4款諸支出金943万3,064円については、財政調整基金及び施設整備基金にそれぞれ積み立てを行ったものでございます。

以上、合計といたしまして2億8,154万1,535円でございます。

次に、ページをおめぐりいただきまして、15ページ、16ページをごらんください。15ページにつきましては、実質収支に関する調書でございます。平成30年度決算における歳入総額が2億9,904万6,648円、歳出総額が2億8,154万1,535円、歳入歳出差引額が1,750万5,113円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源796万2,000円を差し引いた954万3,113円が実質収支となるものでございます。また、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額については、葬祭組合の財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の規定によりまして、実質収支額の2分の1を下らない額として484万3,113円を財政調整基金に繰り入れたものでございます。

なお、実質収支額からこの基金繰入額を差し引いた470万円が、次年度への繰越金となるものでございます。

最後に、16ページ、財産に関する調書についてでございます。1、公有財産、2、物品につきましては、決算年度中の増減はございません。3、基金については、平成30年度末残高として、財政調整基金が7,079万8,781円、施設整備基金が4,072万5,670円となっております。

なお、各事業の詳細につきましては、別添の主要施策の成果説明書のとおりでございます。

○議長（藤崎良次） 事務局長、済みません、細かいことで、4,072万5,679円。

○事務局長（川口博之） 失礼いたしました。4,072万5,679円ということでございます。

続きまして、議案第2号でございます。議案第2号につきましては、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についてでございます。地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の新設に伴い、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員、いわゆるパートタイム会計年度任用職員に対する報酬、費用弁償及び期末手当について必要な規定を整備しようとするものでございます。パートタイム会計年度任用職員の報酬額につきましては、日額または時間額とし、上限額の範囲内で管理者が定めるものといたします。また、通勤費、公務による旅費に係る経費は費用弁償として支給することとし、期末手当につきましては、基準日に在職し、かつ要件を満たす者に支給するものでございます。

続いて、議案第3号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。会計年度任用職員制度の新設に伴いまして、会計年度任用職員に係る任用、勤務条件等について所要の改正を行うものなど、関係条例を一括して改正するものでございます。

まず、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましては、フルタイム勤務の会計年度任用職員について、一般職常勤職員と同等の給与の支給を受けることから公表の対象に含めるものでございます。

次に、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の休職期間の限度を当該職員の任期の末日までとするものです。

続いて、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正については、減給の対象となる給付について、フルタイム会計年度任用職員は、常勤の職員と同様に給料とし、パートタイム会計年度任用職員は、時間外勤務手当に相当する報酬を除外した報酬とするものでございます。

次に、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の旅費に関する条例の一部改正については、地方自治法の改正によりましてフルタイム会計年度任用職員にのみ旅費が支給されることとなったことから、旅費条例の適用対象からパートタイム会計年度任用職員を除くものでございます。

続いて、議案第4号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてでございます。会計年度任用職員の新設に伴い、会計年度任用職員の給与について所要の改正をするとともに、常勤職員に関する人事給与制度の改正について一括して行おうとするものでございます。

まず、給料表の見直しといたしまして、業務職給料表について適用の対象となる職員がおらず、今後においても採用の見込みがないことから廃止するものでございます。手当についても見直しにより、現在適用がなく今後も支給見込みがないことから宿日直手当を廃止し、期末勤勉手当については、期末勤勉手当基礎額への加算の対象とする職務の級を3級以上から4級以上に変更するものです。

次に、新設される会計年度任用職員の関係についてでございます。フルタイム会計年度任用職員に支給する給与について、昇給の対象から除外をし、給料表の適用については職務の級を1級とすること、手当について、総務省からの通知を踏まえ、扶養手当、住居手当、勤勉手当等を支給対象外とすることなどのほか、勤務時間、休暇等についても所要の規定を整備しようとするものでございます。

続いて、議案第5号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。令和元年10月より消費税が8%から10%に引き上げられたことを踏まえ、式場、第3告別室、待合室、霊安室の使用料を消費税の引き上げに合わせ改定するものでございます。

なお、火葬に伴う使用料につきましては、消費税法の規定により非課税取引となっていることから今回改定はございません。各使用区分における組合内の使用料について申し上げますと、式場9万7,200円を9万9,000円に、第3告別室及び待合室5,400円を5,500円に、霊安室基本分3,240円を3,300円に、追加分1,080円を1,100円に、それぞれ改めようとするものでございます。

また、施行期日につきましては、周知の期間等を考慮いたしまして、令和2年1月1日とするものでございます。

最後に、議案第6号 令和元年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

なお、本年度予算につきましては、平成31年度を令和元年度に読みかえておりますので、ご了承ください。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算総額に1,160万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,745万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明させていただきたいと思っております。8ページをごらんください。まず、歳入の関係でございます。繰入金、基金繰入金として財政調整基金より1,160万9,000円を繰り入れ、補正財源とするものでございます。

続いて、9ページ、歳出の関係でございます。まず、総務費につきましては100万2,000円の増額でございます。内訳でございますが、13節委託料79万2,000円につきましては、地方自治法施行規則の一部改正に伴いまして、令和2年度より歳出の節体系から7節賃金が削られ、以降の節番号が繰り上げられることに対応するため、財務会計システムの環境調整委託を行うものでございます。

14節使用料及び賃借料については、地方公会計制度に伴う統一的な基準による財務書類の作成のためのソフトウェアの使用料として21万円を計上いたしました。本ソフトウェアにつきましては、総務省より無償で提供されていたものでございますが、本年度より有償となる旨の通知をいただいております、額及び支払い方法が確定したため補正対応とさせていただきます。

続いて、事業費でございます。事業費につきましては1,060万7,000円の増額でございます。

13節委託料につきましては、台風15号の被害による臨時駐車場の倒木等の処理委託といたしまして168万3,000円を、工事請負費につきましては、斎場館内の冷暖房に使用しております熱源機でございます冷温水発生機2台のうち1台、2号機について故障のため正常な運転ができないことから、故障箇所でございます高温水発生機の部分の更新をする改修工事といたしまして、866万1,000円を計上させていただきました。

最後、18節備品購入費26万3,000円につきましては、故障等による買い換えといたしまして、ひつぎを移動するための式場用アルミ箱型キャスター台及び電動火葬台車の日常メンテナンス用のエアースポンプを購入するものでございます。

以上、補足説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤崎良次） どうもありがとうございました。

◎質疑、討論、採決

○議長（藤崎良次） これより従前同様に1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑は、一問一答にてお願いします。

なお、再質問は2回までとさせていただきます。

議案第1号について質疑はございませんか。

○2番（萩原陽子） はい。

○議長（藤崎良次） 2番、萩原陽子議員。

○2番（萩原陽子） 12ページについて質問します。12ページのESCOサービス委託料なのですが、これは平成30年度からということで、まだ成果ということにはならないかもしれませんが、10年間ということ、これ軽減見込みはどのぐらい見込んでいるのでしょうか。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） それでは、主要施策の成果説明書の12ページをごらんいただきたいと思います。

当初の年間の削減保証額につきましては283万円を見込んでおるものでございます。実質、当初の削減見込みよりも、現在削減ができてきているというような状況の検証が出ているところでございます。

以上でございます。

- 議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。
- 2番（萩原陽子） もう一つ。
- 議長（藤崎良次） 2番、萩原陽子議員。
- 2番（萩原陽子） 旅費についてなのですが、これ監査委員の旅費というのは費用弁償ですね、これはどういうふうが発生したものでしょう。
- 事務局長（川口博之） 議長。
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（川口博之） こちらについては、監査委員さんこちらにおいでいただくのに、お宅からの距離を換算して、こちらまでのおいでいただくものを旅費ということで費用弁償としてお支払いしているものでございます。

以上でございます。

- 2番（萩原陽子） はい。
- 議長（藤崎良次） 2番、萩原陽子議員。
- 2番（萩原陽子） 実費ということですか。
- 事務局長（川口博之） 議長。
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（川口博之） そうですね。車の実費扱いということで距離で決めておりますので、それを実費扱いということでさせていただいております。

以上でございます。

- 2番（萩原陽子） 了解しました。
- 議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。
- 1番（五十嵐智美） はい。
- 議長（藤崎良次） 1番、五十嵐智美議員。
- 1番（五十嵐智美） 決算書の14ページの先ほどご説明があった943万円、財政調整基金に積み立てとありますが、これの詳細な説明をお願いします。
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（川口博之） 積立金のところということでよろしいでしょうか。
- 1番（五十嵐智美） はい。
- 事務局長（川口博之） まず、財政調整基金につきましては、基金利息といたしまして1万4,388円、基金の積み立て分ということで941万1,000円という内訳でございます。通常ですと基金の利息のみということになるわけなのですが、昨年度、最終の補正予算で大きく減額予算になったことに伴いまして、財源の調整ということで基金に積み立てで調整をさせていただいて、予算を編成したことによるものでございます。

以上でございます。

- 1番（五十嵐智美） はい。

- 議長（藤崎良次） 1番、五十嵐智美議員。
- 1番（五十嵐智美） 何回も済みません。今のご説明だけではちょっとわからないので、この金額が出てきた、その内訳というか、この間ご説明では契約差金が出たというお話でしたけれども、それについてちょっとお聞きしたいということ。それをお願いします。
- 事務局長（川口博之） 議長。
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（川口博之） 先ほどお話があった契約差金というお話でございますが、昨年度実施いたしました火災報知設備等改修工事につきまして、当初設計していた当初予算よりも大きく減額になったというものが、大きなところがあるかと思えます。当初機械設備ということでございますので、標準単価がございませんので見積もりにより機器の額を徴取いたしまして、それをもとに設計したところ、当初の計画ですと3,000万弱というような額でございました。実際入札を行ったところ、こちらにあるように約1,000万弱ということで3分の1程度で落ちてしまったということがございまして、工事費のほうで大きく契約差金が出たというのが状況でございます。
- 以上でございます。
- 議長（藤崎良次） 2回になっておりますが。
- 1番（五十嵐智美） 3回。
- 議長（藤崎良次） 追加が2回ですね。
- 1番（五十嵐智美） まだ1回しかやっていません、追加は。
- 議長（藤崎良次） そうでした。
- 1番（五十嵐智美） 最初の質問が1回目で、2回目は今ですよ。
- 議長（藤崎良次） そうでしたか。
- では、どうぞ、1番、五十嵐智美議員。
- 1番（五十嵐智美） 決算にあと1回しか質問できないのですか。項目はいいのですか。項目は幾つでもいい。
- 議長（藤崎良次） それは結構です。一度に幾つもの項目を質問して。
- 1番（五十嵐智美） そうしたら、施設整備基金というのが今4,072万円ということで先ほどご説明ありましたが、財政調整基金もこれからもう少し積まれると思うのですが、これの施設整備基金の今後についてと、あとESCO事業、今ご説明があったのですが、私のちょっと読み間違えなのか、12ページ、これ実証の削減保証額が283万円というふうになってはいますけれども、検証結果は年間削減額は422万6,000円が削減されたという、そういう読み方なののでしょうか。ちょっとよくわからないのですけれども、この辺の説明をお願いします。
- 事務局長（川口博之） ESCOのほうでよろしいですか。
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（川口博之） ESCOのほうと基金の関係ですね。まず、基金のほうの関係でございます。基金の関係、施設整備基金4,000万ほど、保有しているわけでございますが、こちらにつきましては、当初、現在火葬炉が8炉あるわけなのですが、空きスペースとしてあと2炉ほど追加できるスペースがございます。そちらの増設部分ということで、とりあえず積んでおこうということで4,000万持っていたところですが、現況としては新たに利息のほか積み増す予定は今のところございません。そういうと

ころも考えまして、増設の状況等を見ながら、そちらが増設しないでも済むということであれば、その他設備のほうの改修に使うことも可能ではないかということは考えられます。

続いて、E S C O事業の数値のほうですが、12ページでございますね。私の勘違いでございます。失礼しました。当初の予定額が333万3,346円ということで、予定額を下った場合でも283万円までは保証しますというようなものでございます。ちょっと私の勘違いの説明違いでございます。

以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○事務局長（川口博之） 失礼しました。実際は422万6,331円が減額になったということで、達成率は127%という状況になっております。こちらは当初比較をした、何年か前の基準となるところに数字を当てはめて試算したものでございますので、あくまでも昨年度からこの額が下がったということではございませんが、その当時と比較して同じベースで考えれば、このくらい削減になったよという数字でございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり認定されました。

続いて、議案第2号について質疑はございませんか。

○1番（五十嵐智美） はい。

○議長（藤崎良次） 1番、五十嵐智美議員。

○1番（五十嵐智美） 2号はパートタイム会計年度任用職員ということで、2号、3号、4号、全部続けて質問したいぐらいなのですが、2号について伺いますが、今のこちらの組合でパートタイム会計年度任用職員に移行するという方は何人いらっしゃるのかということと、あとパートタイムの方が期末手当も今回出るというふうになっていきますけれども、年間総額は、パートタイム任用職員の今の総額がありますけれども、それを上回るような期末手当として次年度から支給するという、そういうふうになるのですか。所によっては時給とかを下げ、年間額は変わらずに支給するというようなことをやっている自治体というか、ほかの、ありますので、その辺のことを伺いたいです。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 基本的には今年度単価よりも、今後アップするような方向で調整をしております。また、期末手当についても、下げることなく外枠で期末手当分を支給するという状況でございます。

人数につきましては、今3名でございます。基本的にそのまま3名をとということで考えてございます。以上でございます。

○1番（五十嵐智美） 議長。

○議長（藤崎良次） 1番、五十嵐智美議員。

○1番（五十嵐智美） 年度ごとの採用ということになるというふうになりますけれども、このパートタイム会計年度任用職員の年度ごとの雇用というふうには、どういうふうな形になるのかということと、あと経験などの考慮した、そういった時給単価というか昇給というふうに言うのかどうか、ちょっとあれですけれども、それはどうなるのか、それをお聞きします。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 機能的に一会計年度ごとということでございますので、原則につきましては公募ということでございますが、私どもの組合の多少受け付け等もございまして。特殊性もございまして、現在の方の評価をしながら、引き続きというのを原則にしながら、公募というのを視野に入れて進めていきたいというふうに考えてございます。

あと、経験につきましては、年度ごとの再度の任用ということで経験年数がふえれば、単価のほうを、その経験年数によって調整するというような方向で、今規則のほうを策定するような方向で検討をしております。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。

○2番（萩原陽子） はい。

○議長（藤崎良次） 2番、萩原陽子議員。

○2番（萩原陽子） 今の五十嵐議員の質問に続きますが、調整するというふうは今おっしゃいましたけれども、それは昇給ということではない形ですね。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 基本的に年度ごとに切れるということでございますので、昇給という形ではないということでございます。任用については、各任用ごとに再度の任用ということになります。その期間を考慮して単価のほう、私どものほうで時間単価でやられている方については、その時間の単価のほうを経験年数によってアップしていくというような想定を考えてございます。

以上でございます。

○2番（萩原陽子） はい。

○議長（藤崎良次） 2番、萩原陽子議員。

○2番（萩原陽子） 対象となる方は3名というふうにお聞きしましたけれども、今度始まる会計年度任用職員というのは、今雇用されている方の勤務実態にそぐわないのではないかと感触を持ちますが、その点についてはいかがお考えですか。会計年度ですから1年なのですよね。でも、実態としては何年間も継続して雇用されているわけです。その辺について、制度の矛盾が非常にあると思うのですが。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 制度につきましては、国のほうからは各年度ということで、再度同じ方になった場合は、新たな職に新たな任用をしたものというようなことで伺っておりますので、私どもでもそのような考え方をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

○2番（萩原陽子） はい。

○議長（藤崎良次） 2番、萩原陽子議員。

○2番（萩原陽子） 2号、3号、4号は、一括して会計年度任用職員制度を導入するために改定が行われるわけですが、今お話ししましたけれども、実態と一致しないといえますか、会計年度職員ということは再雇用が確実ではないという状況で、1年限りでは非常に不安定な雇用になるということ、それから待遇の差別化というふうに私は受けとめますので、この関連する2、3、4の議案には反対いたします。

○議長（藤崎良次） 次、1番、五十嵐智美議員。

○1番（五十嵐智美） 議案2号、パートタイム会計年度任用職員ですが、私もこの制度自体に反対をしております。ワーキングプアを発生させるような、こういう制度を固定化させるという、それが会計年度任用職員ですので、パートタイムであろうとフルタイムであろうと、会計年度任用職員についてはやはり私は賛成できないというか反対です。結局不安定な雇用を永続的に制度化するという、そういう制度ですので反対といたします。3、4と同じ理由なのですけれども、そのたびに言うのですか。

○議長（藤崎良次） はい。それぞれの議案に対して申したい場合は申し出てください。

ほかに討論はございませんか。

○8番（地福美枝子） 地福です。

○議長（藤崎良次） 8番、地福美枝子議員。

○8番（地福美枝子） 今お二人がお話しされたこととほぼ同じなのです。対象の方が3人いるというのは聞きました。今回の改正については一般職員のほうも出ていますが、そのときも討論やりましたのですけれども、パートの方、先ほどお話ししたようにパートの方とか、いろんな点で格差、金額的に収入面でやっぱり格差があるわけです。そういう格差をなくすことと、本来なら正規の職員を採用していくべきだというふうに思うのですね。この会計年度での採用というやり方はやはりおかしいと、やめるべきだという立場から反対をいたします。

○議長（藤崎良次） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） ほかに討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔可否同数〕

○議長（藤崎良次） 以上のとおり賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

議案第2号について、議長は可決と裁決いたします。

次に、議案第3号について質疑はございませんか。

〔「あるんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○1番（五十嵐智美） はい。

○議長（藤崎良次） 1番、五十嵐智美議員。

○1番（五十嵐智美） この葬祭組合のほうでフルタイムの会計年度任用職員について、どう考えているかというところをちょっとお聞かせください。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） フルタイム会計年度職員の任用ということでしょうか。基本的に今の現状の職員の状況を見ますと、会計年度職員、フルタイムの会計年度職員の任用というのは予定をしております。

以上でございます。

○1番（五十嵐智美） はい。

○議長（藤崎良次） 1番、五十嵐智美議員。

○1番（五十嵐智美） 今後採用予定ないということですが、条例制定するという、そういうことになっている考え方について伺います。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） まず、法令に定められた職員の制度でございますので、現在予定はないということですが、状況によって採用をする場合も当然あるかと思っておりますので、制度の新設に伴って、あわせて条例等の整備をさせていただきたいという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。

○8番（地福美枝子） はい。

○議長（藤崎良次） 8番、地福議員。

○8番（地福美枝子） これも先ほどありましたけれども、一般職員もそうですが、一般職員も定員適正管理の数に入らないということですよ。これも一般職員、この場合も、会計年度の職員、定数管理の数に入らないというふうになっていりましたが、今回のこの議案第3号ですか、公表の対象に入るのかと思うのですが、この点で何箇所か説明をお願いしたいなど。公表に関する条例等の一部ですね。

○議長（藤崎良次） 質問の趣旨についてはよろしいですか、事務局長。

○8番（地福美枝子） 改正内容の1番、今回のこの任用職員を公表の対象に含めることとしますという説明をお願いいたします。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） こちらの公表の対象につきましては、フルタイムの職員につきましては、給与の体系、給与の支給につきまして、一般職と同等のものになるということから公表の対象に含めるということでございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。

○2番（萩原陽子） はい。

○議長（藤崎良次） 2番、萩原陽子議員。

○2番(萩原陽子) 今一般職職員が12名というのをお聞きしていますが、一般職職員が会計年度任用職員フルタイムに移行するということはあると思いますか。

○議長(藤崎良次) 事務局長。

○事務局長(川口博之) 基本的にはないものと考えております。当然任期のない職員でございますので、定年まで勤めた後、またその後、お勤めいただくということであれば、制度として再任用という制度もございますので、基本的にはフルタイムの任期つき職員になるということは想定してございません。

以上でございます。

○議長(藤崎良次) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤崎良次) ほかに質疑はないと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

○1番(五十嵐智美) はい。

○議長(藤崎良次) 1番、五十嵐智美議員。

○1番(五十嵐智美) 先ほども言いましたように、会計年度任用職員については基本的に不安定雇用と、なおかつその方の身分といいますか、1級職にずっととどめるという、会計年度フルタイムの場合、そういう制度になっています。結局その人の能力がどういうふうになっても1級のままといい、そういう制度ですので、本当に身分を固定化するというので反対です。先ほども申し上げました同じ理由です。

以上です。

○2番(萩原陽子) はい。

○議長(藤崎良次) 2番、萩原陽子議員。

○2番(萩原陽子) 今、基本的には想定していないというふうにおっしゃいましたけれども、この会計年度職員制度自体の国の狙いというのもおかしいのですが、今公務員を半減するという大きな目標の中の一つだというふうに捉えておまして、やはり問題のある制度だという観点から反対いたします。

○議長(藤崎良次) ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤崎良次) ほかに討論なしと認めます。

これより議案3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長(藤崎良次) 挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤崎良次) 質疑はなしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

○1番(五十嵐智美) はい。

- 議長（藤崎良次） 1番、五十嵐智美議員。
- 1番（五十嵐智美） 先ほどから会計年度任用職員については制度として反対ということをおっしゃっていますが、この4号にも同じく会計年度任用職員が含まれておりますので反対いたします。
- 議長（藤崎良次） 2番、萩原陽子議員。
- 2番（萩原陽子） やはり2号、3号、4号一括なのですよね。会計年度任用職員の制度の新設に伴って条例制定ということですので、同じく4号についても反対いたします。
- 議長（藤崎良次） ほかに討論はございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（藤崎良次） ほかに討論なしと認めます。
- これより議案第4号を採決いたします。
- 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 〔挙手多数〕
- 議長（藤崎良次） 挙手多数であります。
- よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
- 続いて、議案第5号について質疑はございませんか。
- 1番（五十嵐智美） はい。
- 議長（藤崎良次） 1番、五十嵐智美議員。
- 1番（五十嵐智美） 消費税の増税に伴う引き上げということですが、これの影響額というか、増額どれくらいになるのか、予測をお願いします。
- 事務局長（川口博之） 議長。
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（川口博之） アップに伴う増額ということでございますが、例年ベースであれば100万円程度と見込んでございます。
- 以上でございます。
- 1番（五十嵐智美） はい。
- 議長（藤崎良次） 1番、五十嵐智美議員。
- 1番（五十嵐智美） 今、施設の利用も余り伸びていないという状況で、こういった増額になった場合の施設利用の減というのも考えられますが、その辺はいかがですか。
- 議長（藤崎良次） 事務局長。
- 事務局長（川口博之） 今施設利用が若干減ってきているという状況のご指摘がございましたが、現況としてやはり若干施設の利用は減ってきているという状況でございますが、今回は消費税の増額分に伴います適用ということでございます。こちらにつきましては、当然の国のほうからも消費税の適正な転嫁を求められておるところでございますので、改定という形でさせていただいたものでございますが、金額的に見ても使用に対して極端に影響のある状況ではないものと考えてございます。
- 以上です。
- 1番（五十嵐智美） はい。
- 議長（藤崎良次） 1番、五十嵐智美議員。
- 1番（五十嵐智美） 独自の判断で転嫁するかどうかというのをできるのではないかと思うのですね。

ですから、今回は見送るということも考えられたのではないかと思います、市民に対するサービスということを考えれば、その辺はどうでしょうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 今独自に上げないという選択肢もというお話がございました。当斎場につきましては、歳入のほとんどを各構成団体さんのほうから負担金という形でいただいているという中でございます。また、私どもがお支払いする歳出につきましては、当然消費税はお支払いしているという状況でございますので、今回の消費税のアップ分については、ご利用者の方に若干ではございますが、ご負担をいただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。

○2番（萩原陽子） はい。

○議長（藤崎良次） 2番、萩原陽子議員。

○2番（萩原陽子） 今回火葬料につきましては増税していないわけですね。

〔「非課税だから」と呼ぶ者あり〕

○2番（萩原陽子） 非課税だからしていないと。それは独自の判断では……

○事務局長（川口博之） ないです。

○2番（萩原陽子） ないですね。今非常に貧困化というか進んでいて、直葬というか火葬しなければなりません、式場を利用しない方がふえているという状況について、利用が貧困化と直結しているというふうにお考えになっていらっしゃるかどうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 利用減の状況が貧困化とということでしょうか。実際ここ数年の利用状況を見ますと若干の減は、長いスパンで見ると減はございますが、多少やっぱり増減をしている状況でございまして、極端にそこら辺の状況が色濃く出ていることはないのかなというのが、私の印象でございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） 2番、萩原陽子議員。

○2番（萩原陽子） 実感ないですか。かなりマスコミなどでも報道されていますし、身近にもそういう話、きょうも伺ったのですが、葬儀をやらないというか、火葬のみという方が今後もふえていくような傾向はあるかなと思うのです。ですから、葬式、それとの関連でも値上げをするというのは問題があるのではないかと、その辺の検討はどのように行われたか伺います。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 福祉的な施設ということはございますが、やはり公共の施設ということでございますので、ある程度のご負担は頂戴をするべきだと考えてございます。若干私どものほうで簡素な葬儀ということで、第3告別式の使用というような形で5,400円でございますが、お別れの会を持てるというような部屋も設けてございます。そちらのほうの使用につきましても、年間50件強ということでまだ余裕がございます。そういうこともご使用をいただくような形で、小さいご葬儀などはやっていただければというようなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

○2番（萩原陽子） はい。

○議長（藤崎良次） 2番、萩原陽子議員。

○2番（萩原陽子） 福祉的な施設でありますし、今第3告別室というお話ありましたけれども、同じ式場でちょっと寂しい感じは免れないと私的には思います。こういう施設の増税は、やはり今のこういう経済環境から考えて増税すべきではないというふうに思い、反対いたします。

○議長（藤崎良次） 1番、五十嵐智美議員。

○1番（五十嵐智美） 私も増税については、今回全ての消費税について反対してきたところですが、特にこういう施設については、独自の判断で今までの料金のままということもできたのではないかと思いますので、今回の値上げについては反対いたします。

○議長（藤崎良次） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） ほかに討論なしと認めます。

これより議案5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（藤崎良次） 挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について質疑はございませんか。

○1番（五十嵐智美） はい。

○議長（藤崎良次） 1番、五十嵐智美議員。

○1番（五十嵐智美） 工事、冷温水機改修工事なのですが、これがE S C O事業に入っていなかったという理由をお聞かせください。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 当組合の冷温水発生機につきましては、1号、2号ということで2つの体制でございます。E S C O対象になって交換したものは1号機のほうでございます。2号機につきましては、1度オーバーホールということで、ある程度更新といえますか、メンテナンスを行った状況でございましたことから、E S C O事業の対象から外したものでございます。

以上でございます。

○1番（五十嵐智美） はい。

○議長（藤崎良次） 1番、五十嵐智美議員。

○1番（五十嵐智美） 今回こういう工事をしてどれだけもつのかというのが一番関心事だと思いますが、それはどうなのでしょう。

あと、工事業者の選定というところではどういうふうにするのか。それ2つ。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 今回の工事の後どのくらいということですが、はっきり言って何とも

言えないところがございますが、今回その故障した部分のユニットと申しますか、その部分を丸々取りかえるというような更新工事になりますので、しばらくは正常な状況で使用が可能なのかなと思います。ただし、やはりメンテナンスをした後でもこういう状況になるということでございますので、状況を見ながら実際の2号機自体の更新も視野に入れながら考えていかざるを得ないのかなというふうには考えております。

続いて、業者選定につきましては、現在使っている冷温水発生機のメーカーに発注するところしかないものですから、現在の維持管理もお願いしておりますメーカーさんのほうに発注を予定してございます。

以上でございます。

○議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（藤崎良次） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和元年11月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会します。

午後4時27分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 藤 崎 良 次

議 員 阿 部 治 夫

議 員 佐 藤 修 二